

大田区の「開業資金」の利子補給と 東京都の「創業融資」の信用保証料補助の併用について

大田区の「開業資金」のあっせんを受けた方で、東京都の「創業融資」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 併用する場合の制度概要

(1) 保証申込制度名

東京都中小企業制度融資「創業融資」

(2) 融資対象

次の①又は②の要件いずれかを満たしていること。

①事業を営んでいない個人が、事業に必要な許認可等を受け、区内に実質的な事業所を有して1か月以内※に開業すること。（開業した日から1年未満の者を含む）

②事業を営んでいない個人が、事業に必要な許認可等を受け、区内に法人を設立（本店登記）し、2か月以内※に開業すること。（法人を設立した日から1年未満の者を含む）

※ 大田区及び公益財団法人大田区産業振興協会が実施する特定創業支援等事業により支援を受け、大田区からその証明を受けた方は、6か月以内

(3) 融資条件

資金使途	融資限度額	返済期間	融資・償還方法
運転・設備資金	2,000万円	84か月以内 (据置12か月以内)	証書貸付 元金均等返済

(4) 金利及び信用保証

大田区が利子の全部又は一部を、東京都が信用保証料の3分の2を補助します。

返済期間が5年以内の場合は、区の名目利率1.8%以内より低利である都の利率が適用されますのでご注意ください。

金利は固定金利のみ

() 内は責任共有制度の対象となる場合の金利

大田区資金名	返済期間	金利	利子補給率	本人負担率	保証料補助
開業資金	3年以内	1.8%以内 (1.65%以内)	1.4% (1.4%)	0.4%以内 (0.25%以内)	2/3
	3年超 5年以内	1.8%以内 (1.75%以内)	1.4% (1.4%)	0.4%以内 (0.35%以内)	
	5年超 7年以内	1.8%以内 (1.8%以内)	1.4% (1.4%)	0.4%以内 (0.4%以内)	
商店街空き店舗活用開業資金 ものづくり事業開業資金	3年以内	1.5%以内 (1.7%以内)	1.5% (1.7%)	なし	2/3
	3年超 5年以内	1.6%以内 (1.8%以内)	1.6% (1.8%)	なし	
	5年超 7年以内	1.8%以内 (1.8%以内)	1.8% (1.8%)	なし	

(5) 「創業支援特例」に該当する方の金利等

東京都の「創業支援特例」に該当する方は、金利、利子補給率及び本人負担率が異なります。保証協会への申込時に「創業支援内容証明申請書」及び「個人情報の利用に関する同意書」の提出が必要です。大田区が利子の全部又は一部を、東京都が信用保証料の3分の2を補助します。
区の名目利率 1.8%以内より低利である都の利率が適用されますのでご注意ください。

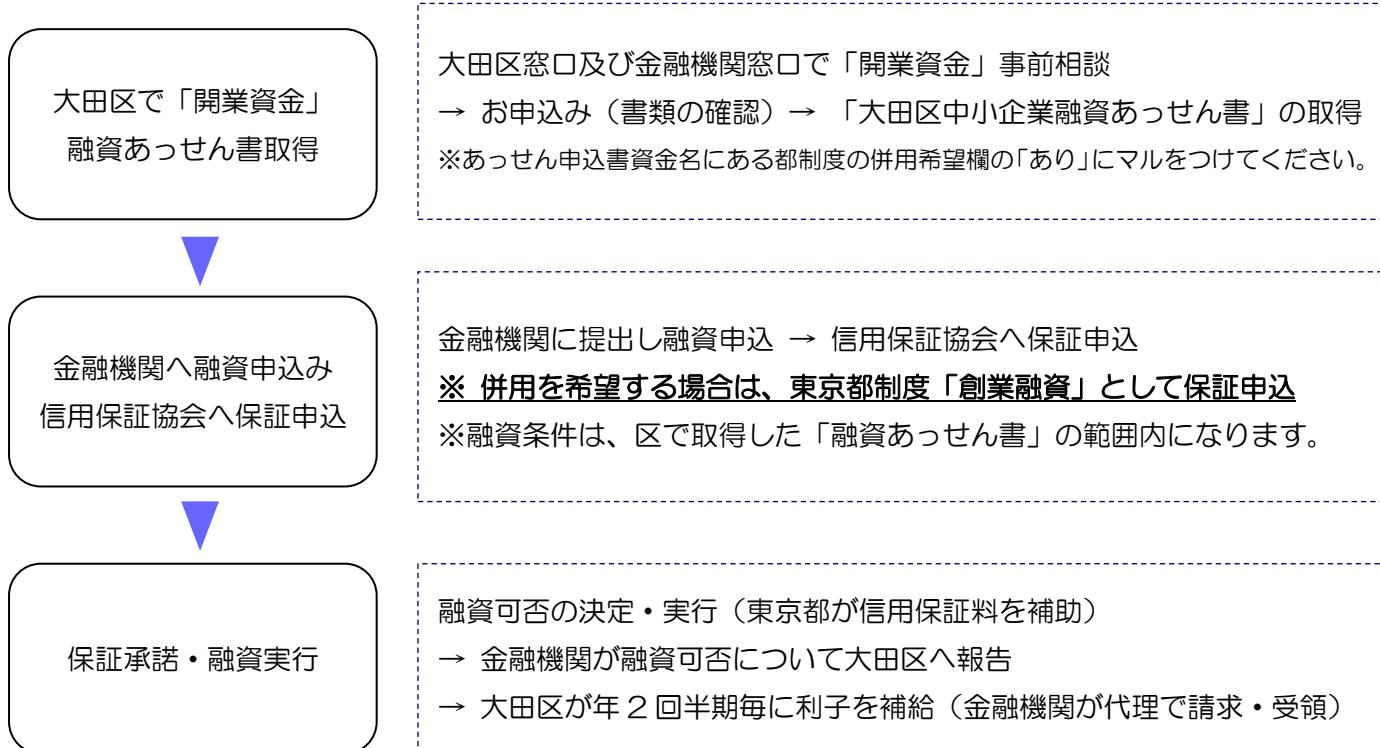
金利は固定金利のみ（変動金利不可）

() 内は責任共有制度の対象となる場合の金利

大田区資金名	返済期間	金利	利子補給率	本人負担率	保証料補助
開業資金	3年以内	1.45%以内 (1.25%以内)	1.4% (1.25%)	0.05% なし	2 / 3
	3年超 5年以内	1.4%以内 (1.35%以内)	1.4% (1.35%)	なし	
	5年超 7年以内	1.4%以内 (1.4%以内)	1.4% (1.4%)	なし	
商店街空き店舗活用開業資金 ものづくり事業開業資金	3年以内	1.4%以内 (1.25%以内)	1.4% (1.25%)	なし	2 / 3
	3年超 5年以内	1.5%以内 (1.35%以内)	1.5% (1.35%)	なし	
	5年超 7年以内	1.4%以内 (1.4%以内)	1.4% (1.4%)	なし	

※創業支援特例：産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けている方。又は、商工会議所・商工会、東京都中小企業振興公社、保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けた方の特例。

2 お申し込みの流れ



〔問合せ先〕

(区 制 度 に 関 す る こ と) 大 田 区 産 業 経 済 部 産 業 振 興 課 融 資 質
 (都 制 度 に 関 す る こ と) 東 京 都 産 業 勉 勵 局 金 融 部 金 融 課
 (特 定 創 業 支 援 事 業 に 関 す る こ と) 大 田 区 产 業 絏 济 部 产 業 振 興 課 调 整 担 当
 (信 用 保 証 に 関 す る こ と) 東 京 信 用 保 証 協 会 大 田 支 店

TEL : 03(3733)6185
 TEL : 03(5320)4877
 TEL : 03(6424)8655
 TEL : 03(5710)3610